

介護報酬の解釈 **2** 指定基準編（令和6年4月版） 追補

令和6年10月・社会保険研究所

●追補

標記図書第1刷につき、以下の通知・官報正誤により、追補します。

- 令和6年7月2日 令和6年度介護報酬改定関連通知の正誤等について（老高発0702第1号・老認発0702第1号・老老発0702第1号）介護保険最新情報（Vol.1285）
- 令和6年8月6日 官報正誤

〔波線は変更箇所〕

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
309	右段下から29行目	<p>b. 共同生活室の床面積 共同生活室の床面積について「標準とする」とされている趣旨は、<u>病室の床面積について前記二のdにあるのと同様である。</u></p>	<p>b. 共同生活室の床面積 共同生活室の床面積について「標準とする」とされている趣旨は、<u>2平方メートル以上とすることが原則であるが、建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められたときには、基準省令第155条の4の趣旨を損なわない範囲で、2平方メートル未満であっても差し支えないとするものである。</u></p>
700	右段下から16行目	<p>(12) 口腔衛生の管理 基準第143条の3は、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者に対する口腔衛生の管理について、<u>令和3年度より口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして行うことを踏まえ、入所者の口腔の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行うべきことを定めたものである。</u></p> <p>① 当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。</p> <p>② ①の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を地域密着型施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>イ 助言を行った歯科医師 ロ 歯科医師からの助言の要点 ハ 具体的方策 ニ 当該施設における実施目標 ホ 留意事項・特記事項</p> <p>③ 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は②の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導</p>	<p>(12) 口腔衛生の管理 基準第143条の3は、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者に対する口腔衛生の管理について、入所者の口腔の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行うべきことを定めたものである。<u>別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」〔→3巻〕）も参照されたい。</u></p> <p>① 当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士（以下「<u>歯科医師等</u>」という。）が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。</p> <p>② <u>当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。</u></p> <p>③ ①の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を地域密着型施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>イ 助言を行った歯科医師 ロ 歯科医師からの助言の要点 ハ 具体的方策 ニ 当該施設における実施目標 ホ 留意事項・特記事項</p> <p>④ 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は③の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導</p>

		の実施時間以外の時間帯に行うこと。 〔以下略〕	の実施時間以外の時間帯に行うこと。 なお、当該施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、実施事項等を文書で取り決めること。
1286	左段上から2行目	第70条 第一号事業実施者並びに指定相当第一号事業及び基準該当相当第一号事業として行うサービスの提供に当たる者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この告示において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（ <u>第9条</u> （第46条、第61条及び前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。	第70条 第一号事業実施者並びに指定相当第一号事業及び基準該当相当第一号事業として行うサービスの提供に当たる者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この告示において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（ <u>第10条</u> （第46条、第61条及び前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。
1289	左段上から5行目	6 指定相当訪問型サービス事業実施者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定相当訪問型サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から <u>第4項</u> までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	6 指定相当訪問型サービス事業実施者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定相当訪問型サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から <u>第5項</u> までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
1291	左段下から20行目	第18条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、第一号事業支給費の支給を受けることのできる指定相当訪問型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定相当訪問型サービスに係る第一号事業支給費基準額から当該指定相当訪問型サービス事業実施者に支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、第一号事業支給費の支給を受けることのできない指定相当訪問型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定相当訪問型サービスに係る第一号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。	第18条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、第一号事業支給費の支払を受けることのできる指定相当訪問型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定相当訪問型サービスに係る第一号事業支給費基準額から当該指定相当訪問型サービス事業実施者に支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、第一号事業支給費の支払を受けることのできない指定相当訪問型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定相当訪問型サービスに係る第一号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
1299	左段上から19行目	第43条 基準該当相当訪問型サービス事業実施者は、基準該当相当訪問型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当相当訪問型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当相当訪問型サービス事業所の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	第43条 基準該当相当訪問型サービス事業実施者は、基準該当相当訪問型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当相当訪問型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当相当訪問型サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
1301	左段下から20行目	三 介護職員 指定相当通所型サービスの単位ごとに、当該指定相当通所型サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該	三 介護職員 指定相当通所型サービスの単位ごとに、当該指定相当通所型サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該

		指定相当通所型サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定相当通所型サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定相当通所型サービス事業実施者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定相当通所型サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定相当通所型サービス又は指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の利用者。以下この条、次条及び第51条において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数	指定相当通所型サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定相当通所型サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定相当通所型サービス事業実施者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定相当通所型サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定相当通所型サービス又は指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
1302	左段下から25行目	設備	設備及び備品等
1303	左段上から7行目	<p>第51条 指定相当通所型サービス事業実施者は、第一号事業支給費の支給を受けることのできる指定相当通所型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定相当通所型サービスに係る第一号事業支給費基準額から指定相当通所型サービス事業実施者に支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定相当通所型サービス事業実施者は、第一号事業支給費の支給を受けることのできない指定相当通所型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定相当通所型サービスに係る第一号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>	<p>第51条 指定相当通所型サービス事業実施者は、第一号事業支給費の支払を受けることのできる指定相当通所型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定相当通所型サービスに係る第一号事業支給費基準額から指定相当通所型サービス事業実施者に支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定相当通所型サービス事業実施者は、第一号事業支給費の支払を受けることのできない指定相当通所型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定相当通所型サービスに係る第一号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>
	左段下から19行目	管理者及びサービス提供責任者の責務	管理者の責務
1304	左段下から21行目	2 指定相当通所型サービス事業実施者は、当該指定相当通所型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。	2 指定相当通所型サービス事業実施者は、当該指定相当通所型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
1305	左段下から7行目	第61条 第7条から第15条まで、第17条、	第61条 第7条から第15条まで、第17条、

		<p>第20条、第21条、第26条、第28条から第32条まで、第36条及び第37条の規定は、指定相当通所型サービスの事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第23条に規定する運営規程」とあるのは「第53条に規定する規程（以下「運営規程」という。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「<u>指定相当通所型サービス事業所の従業者</u>」と、第21条、第26条第2項、第28条第1項並びに第36条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「<u>指定相当通所型サービス事業所の従業者</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>第20条、第21条、第26条、第28条から第32条まで、第36条及び第37条の規定は、指定相当通所型サービスの事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第23条に規定する運営規程」とあるのは「第53条に規定する規程（以下「運営規程」という。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「<u>通所型サービス従業者</u>」と、第21条、第26条第2項、第28条第1項並びに第36条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「<u>通所型サービス従業者</u>」と読み替えるものとする。</p>
1309	左段下から2行目	<p>第67条 基準該当相当通所型サービス事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当相当通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当相当通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>第67条 基準該当相当通所型サービス事業実施者は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当相当通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当相当通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
1310	左段下から13行目	<p>第69条 第7条から第15条まで、第17条、第20条、第21条、第26条、第28条から第32条まで、第36条、<u>第37条及び第52条並びに第4章第1節、第4節（第51条第1項及び第61条を除く。）及び第5節の規定は、基準該当相当通所型サービスの事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第23条に規定する運営規程」とあるのは「第69条において準用する第53条に規定する規程（以下「運営規程」という。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「<u>第一号通所事業として行うサービスの従業者</u>」と、第17条第1項中「内容、当該指定相当訪問型サービスについて支払を受ける第一号事業支給費の額」とあるのは「内容」と、第21条、第26条第2項、第28条第1項並びに第36条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「<u>第一号通所事業として行うサービスの従業者</u>」と、第51条第2項中「第一号事業支給費の支給を受けることのできない指定相当通所型サービス」とあるのは「<u>基準該当相当通所型サービス</u>」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第69条 第7条から第15条まで、第17条、第20条、第21条、第26条、第28条から第32条まで、第36条<u>及び第37条並びに第4章第1節、第4節（第51条第1項及び第61条を除く。）及び第5節の規定は、基準該当相当通所型サービスの事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第23条に規定する運営規程」とあるのは「第69条において準用する第53条に規定する規程（以下「運営規程」という。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「<u>通所型サービス従業者</u>」と、第17条第1項中「内容、当該指定相当訪問型サービスについて支払を受ける第一号事業支給費の額」とあるのは「内容」と、第21条、第26条第2項、第28条第1項並びに第36条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「<u>通所型サービス従業者</u>」と、第51条第2項中「第一号事業支給費の支給を受けることのできない指定相当通所型サービス」とあるのは「<u>基準該当相当通所型サービス</u>」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</u></p>